

令和 8 年度

羽鳥ダム管理事業

羽鳥ダム放流警報設備調査設計業務

現場説明書

東北農政局阿武隈土地改良調査管理事務所

1. 契約の保証について

別紙－１のとおりである。

2. 作業歩掛について

本業務における作業歩掛は、以下のとおり考えている。

項目	数量	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員
1. 現地踏査	1 式			0.30	1.70	3.40
2. 管理所空中線設備移設設計						
(1) 伝搬方位測定	1 式	3.00	5.00	9.00	9.00	9.00
(2) 伝搬測定の最良受信場所選定等	1 式	1.00	2.00	2.00	2.00	
3. 照査	1 式	1.46	0.21	0.63	0.63	

3. 打合せについて

(1) 積算の基地は、「仙台市」で考えている。

(2) 打合せ場所は、「羽鳥ダム管理所」で考えている。

(3) 交通手段は、「ライトバン」で考えている。

(4) 打合せ人員（移動時間を含む）については、下記のとおり考えている。

打合せ段階	主任技師	技師(A)	技師(B)	備考
作業着手	1.0	1.0	1.0	対面
中間打合せ	1.0	1.0	1.0	対面
報告書原稿作成	1.0	1.0	1.0	対面

※各労務人員の1.0人の内訳は、打合せに0.5日、移動に0.5日を合わせて1.0人としている。

4. 照査の確実な実施（最終打合せ）

照査技術者自身による報告に必要な経費については、最終打合せに主任技師1.0人（打合せに0.5日、移動に0.5日）を別途計上している。

5. 外業について

(1) 現地踏査と管理所空中線設備移設設計の伝搬方位測定において外業を考えている。

(2) 外業は5日（現地踏査1日、伝搬方位測定4日（野仲方向2日、布引方向2日））を考えている。

(3) 積算の基地は、「仙台市」で考えている。

(4) 交通手段は「ライトバン」で考えている。

(5) 積算の基地から現場までの移動において、高速道路の使用は「仙台宮城 I C
～郡山南 I C」(往復)を考えている。

(6) 本業務にかかる現場作業については「通勤」で考えている。なお、伝搬方位
測定は4日としているが、全て「通勤」とし、「宿泊」は想定していない。

5. 特別仕様書補足事項

(1) 開示用成果物の作成

特別仕様書第5-1条(成果物)に示す不開示情報の黒塗り等の措置に係る
費用として、設計業務技術員0.5人及び電子媒体(CD-R)1枚の費用を直接経
費に計上している。

作業にあたっては、監督職員との打合せに基づき、本業務の成果物データ(P
DF形式)を元に、PDFファイルの編集機能を用いて、黒塗り等の措置を行うも
のとする。提出にあたっては、不開示情報が読みとれない状態で提出するも
のとする。

なお、不開示情報とは、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」に
おける「不開示情報」に該当する情報とする。

6. 諸経費について

設計業務における諸経費率は、土地改良工事積算基準(施設機械)令和8年度によ
る。

7. 被災者の就労機会の確保について

受注者は、外業等の業務に当たって、地震等被災地域における被災者(農林漁家
を含む)の就労希望者を優先的に雇用するよう努めるものとする。

なお、被災者等の雇用においては、賃金等の支払いが適正かつ遅滞なく行われるよ
う配慮すること。

別紙－ 1

1. 契約の保証について

- (1) 落札者は、業務請負契約書案の提出とともに、以下アからオのいずれかの書類を提出しなければならない。ただし、以下アからオのいずれかの書類の提出に代えて、業務完了保証人を付することができる。

ア 契約保証金に係る保管金領収証書及び保管金提出書

- (ア) 保管金領収証書は、「日本銀行 福島支店」に契約保証金の金額に相当する金額の金銭を払い込んで、交付を受けること。
- (イ) 保管金領収証書の宛名の欄には、「歳入歳出外現金出納官吏（官職・氏名）…注1」と記載するように申し込むこと。
- (ウ) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱については、契約担当官等の指示に従うこと。
- (エ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、契約保証金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- (オ) 受注者は、業務完了後、請負代金額の支払請求書の提出とともに保管金の払渡を求める旨の保管金払渡請求書を提出すること。

イ 契約保証金に代わる担保としての有価証券（利付国債に限る。）に係る政府保管有価証券払込済通知書及び政府保管有価証券提出書

- (ア) 政府保管有価証券払込済通知書は、「日本銀行 仙台支店」に契約保証金の金額に相当する金額の利付国債を払い込んで、交付を受けること。
- (イ) 政府保管有価証券払込済通知書の宛名の欄には、「政府保管有価証券取扱主任官（官職・氏名）…注2」と記載するように申し込むこと。
- (ウ) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱については、契約担当官等の指示に従うこと。
- (エ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、保管有価証券は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- (オ) 受注者は、業務完了後、請負代金額の支払請求書の提出とともに政府保管有価証券払渡請求書を提出すること。

ウ 債務不履行時による損害金の支払いを保証する金融機関等の保証に係る保証書

- (ア) 契約保証金の支払の保証ができる者は、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合若しくはその他の貯金の受入れを行なう組合（以下「銀行等」という。）又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「金融機関等」と総称する。）とする。
- (イ) 保証書の宛名の欄には、「契約担当官等（官職・氏名）…注3」と記載するように申し込むこと。
- (ウ) 保証債務の内容は業務請負契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払いであること。

- (エ) 保証書上の保証に係る業務の業務名の欄には、業務請負契約書に記載される業務名が記載されるように申し込むこと。
- (オ) 保証金額は、契約保証金の金額以上であること。
- (カ) 保証期間は、履行期間を含むものとする。
- (キ) 保証債務履行の請求の有効期間は、保証期間経過後 6 か月以上確保されるものとする。
- (ク) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合又は履行期間を変更する場合等の取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。
- (ケ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、金融機関等から支払われた保証金は、会計法第 29 条の 10 の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- (コ) 受注者、銀行等が保証した場合にあっては、業務完了後、契約担当官等から保証書（変更契約書がある場合は、変更契約書を含む。）の返還を受け、銀行等に返還するものとする。

エ 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証に係る証券

- (ア) 公共工事履行保証証券とは、保険会社が保証金額を限度として債務の履行を保証する保証である。
- (イ) 公共工事履行保証証券の宛名の欄には、「契約担当官等（官職・氏名）…注 3」と記載するように申し込むこと。
- (ウ) 証券上の主契約の内容としての業務名の欄には、業務請負契約書に記載される業務名が記載されるように申し込むこと。
- (エ) 保証金額は、請負代金額の 10 分の 1 の金額以上とする。
- (オ) 保証期間は、履行期間を含むものとする。
- (カ) 請負代金額を変更する場合又は履行期間を変更する場合の取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。
- (キ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、保険会社から支払われた保証金は、会計法第 29 条の 10 の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

オ 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る証券

- (ア) 履行保証保険とは、保険会社が債務不履行時に、保険金を支払うことを約する保険である。
- (イ) 履行保証保険は、定額てん補方式を申し込むこと。
- (ウ) 保険証券の宛名の欄には、「契約担当官等（官職・氏名）…注 3」と記載するように申し込むこと。
- (エ) 証券上の主契約の内容としての業務名の欄には、業務請負契約書に記載される業務名が記載されるように申し込むこと。
- (オ) 保険金額は、請負代金額の 10 分の 1 の金額以上とする。
- (カ) 保険期間は、履行期間を含むものとする。
- (キ) 請負代金額を変更する場合の取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。
- (ク) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、保険会社から支払われた保険金は、会計法第 29 条の 10 の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が保険金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

- (2) (1) の規定にかかわらず、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 100 条

の２第１項第１号の規定により業務請負契約書の作成を省略することができる業務請負契約である場合は、契約の保証を付さなくてもよいものとする。

(3) その他

ア 保険証券等の電磁的方法による提出

保証証書等（契約の保証に係る保証書若しくは証券又は前払金保証に係る保証証書をいう。以下同じ。）の提出又は寄託に代えて電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）であって、金融機関等が定め、契約担当官等の認める措置（以下「電磁的方法による提出」という。）を行う場合は、受注者は、保証証書等の提出又は寄託に代えて、電子証書等閲覧サービス（電子証書等を電気通信回線を通じて発注者等の閲覧に供するために、電子計算機を用いた情報処理により構築されたサービスであって、保険会社又は保証事業会社が指定するものをいう。）上にアップロードされた電子証書等を閲覧するために用いる契約情報（電子証書等の保険契約番号又は保証契約番号をいう。）及び認証情報（電子証書等の保険契約番号又は保証契約番号に関連付けられたパスワードをいう。）を契約担当官等に提供し、契約担当官等が、当該契約情報及び認証情報を用いて当該電子証書等を閲覧することをもって代えることができる。保証契約番号及び認証情報は、可能な限り電子契約システムを介して提供すること。

注１：歳入歳出外現金出納官吏

東北農政局阿武隈土地改良調査管理事務所
庶務課長 吹矢 敬博

注２：政府保管有価証券取扱主任官

東北農政局総務部会計課
課長補佐（主計）
佐藤 淳一

注３：分任支出負担行為担当官

東北農政局阿武隈土地改良調査管理事務所長
伴 尚志